

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]			検証委員会のコメント
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性		
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会	
前文		検証対象外							
第1章 総則 (第1条～第4条)									
第1条 (目的)		検証対象外							
第2条 (定義)		検証対象外							
第3条 (基本原則)									
第1項第1号 (情報共有の原則)	町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。	【新規】インターネット中継による議会のライブ配信 ○ 上牧町ホームページの運営 【新規】「広報かんまき」のカラー化	【成果】 ○ 「見える化」の徹底、拡大により、町民との情報共有が実現できました。 ○ 情報発信の媒体の多様化により、行政、議会の周知効果の増大につながりました。 ○ 町長タウンミーティングも実施しており、直接意見交換を行い、町民との情報共有を図りました。 ○ 最上位計画である総合計画において、庁内体制を整備し、内部検証を行い、達成度等の進捗状況の管理と今後の方向性について検討を行いました。	A	B	○ 議会インターネット中継の周知やパブリックコメントの実施時期について改善を図ります。 ○ 伝える情報の性質により、情報量とわかりやすさのバランスを考えて発信するとともに、町民が情報収集に利用している媒体とその頻度について調査、分析し、町民ニーズに対応した情報発信を努めます。 ○ 総合計画に関する情報を発信することにより、協働の考え方や、町民や町内事業者の役割について認識が浸透するように努めます。	B	B	不要
第1項第2号 (参画協働の原則)	まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。	【新規】総合防災訓練の実施 【新規】上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ○ 計画等策定時における町民・議員の参画	【課題】 ○ 全戸配布している「広報かんまき」ですが、すべての町民に読んでいただけているわけではありません。 ○ 情報提供が一方通行になっています。 ○ 行政以外の役割についての検証ができていません。 ○ パブリックコメントへの関心を高めることができていません。	A	A				
第1項第3号 (職務誠実遂行並びに説明責任の原則)	議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たします。	○ 会議の公開・議事録の公表 ○ パブリックコメントの回答公表		B	A				
第1項第4号 (PDCAサイクル確立の原則)	まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立てます。	○ 計画における実施結果の精査及び次年度以降への反映 【新規】中長期財政計画との連携による総合計画の進捗管理 【新規】上牧町総合計画検証委員会による検証の実施		B	B				
第4条 (最高規範性)									
第1項 (最高規範)	この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。	○ 条例、規則等の制定	【成果】 ○ 条例等の制定においては、上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限尊重するため、各課において既存の条例等について照合を行い、抵触するものがないことを確認しました。 ○ 最上位計画である「総合計画」については、PDCAサイクルによる進行管理体制の確立や「協働の考え方」の項目設定など、上牧町まちづくり基本条例の趣旨に照らして策定できたことにより、協働のまちづくりの具現化を推進することができています。	A	B	○ 今後も関係法令と照合しながら上牧町まちづくり基本条例を最高規範とした条例等の制定・改廃に努め、基本条例の理念を日々の業務に落とし込めるように取り組んでいきます。 ○ 総合計画の見直し、次期計画の策定においても最高規範たる上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重したものにします。	A	B	不要
第2項 (基本的な体系化と制度の整備)	町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。	○ 上牧町第5次総合計画の策定	【課題】 ○ 総合計画の進行管理における行政以外の役割、責任の所在について不明確なところがありますが、各課において、町民の役割や関わりを意識しながら日々の業務に落とし込めることを期待しています。 ○ 日々の業務において、すべての課、すべての職員が理念を実践できるところまで至っていません。	A	B		A	B	不要

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]			検証委員会のコメント	
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性			
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第2章 町民の権利と義務 (第5条～第7条)										
第5条 (まちづくり参画の権利)	町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種計画等の策定に係るパブリックコメントの実施 ○ 各種計画等の策定に係るアンケート調査の実施 ○ 請願・陳情の受付 ○ 上牧町学校地域パートナー事業の実施 ○ ベガサスホールの運営再開 ○ 地域包括支援センター運営委員会委員の選任 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種計画等の策定にあたり、審議会委員の町民委員の選任やアンケート調査、パブリックコメントの実施など、まちづくりに参画する機会を積極的に推進してきました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民から寄せられるパブリックコメントはまだ少ない状況です。 ○ まちづくり参画の権利の保障に努めていますが、関心を持っている人に届けられておらず、十分に行使していただけていません。 	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、計画等の策定にあたっては、町民ニーズ、現況課題の把握のため、まちづくり参画機会の確保に努めるとともに、関心を高める工夫と関心を持っている町民と情報共有できる工夫に努めます。 ○ 各種計画等の策定において、パブリックコメントの期間や閲覧場所を再検討するなど改善に努めます。 	A	B	不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部検証結果については、権利保障が実際に生かされていないので、「A」評価ではなく「B」評価であると考えます。 ○ パブリックコメントの仕組みについては、改善を図っていただきたい。 ○ 町民参画の権利をしっかりと定着させることが重要である。町民が権利を行使しやすい環境づくりや権利を有していることを認知していただくために周知を工夫し、参画意欲を持っていただけるよう取り組んでいただきたい。
第6条 (未成年のまちづくり参画の権利)	未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。	<p>【新規】上牧町子ども議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画審議会における未成年委員の選任 【新規】奈良県立大学との包括連携協定の締結 【新規】上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略アンケート調査 ○ 上牧町ジュニアリーダー研修事業の実施 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業によっては、年齢制限を緩和することができました。 ○ 若者の参画意欲を確認することができました。 ○ 大学連携においては、相互の資源を活用しながら、町の発展や人材育成を図ることができました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学業が多忙であるため、委員会への出席率が低くなります。 ○ 大学連携は現在一校のみであり、活用できる分野は限定されます。 	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未成年の意見を取り入れる仕組みの構築を検討します。 ○ 参加しやすい日時や機会の設定について検討し改善に努めます。 	B	B	不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未成年の町民がまちづくりに参画する権利の保障が十分とは言えないので、今後、権利を行使できる環境を作り上げていただきたい。 ○ 子ども議会の開催にあたっては、地域全体で子どもを育てていくために議会事務局や学校と連携を深めていただきたい。
第7条 (まちづくり参画における町民の責務)	町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重しなければなりません。	<p>【新規】総合計画における「協働の考え方」の項目設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町協働のまちづくり公募型補助金 ○ ささゆりの会の活動 ○ 滝川一斉清掃の実施 ○ 文化協会事業の実施 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに策定した総合計画では、町民の担うべき役割を明確に示し、協働によるまちづくりの更なる推進を目指すものにできました。 ○ 町民の自主的な地域活動が活性化し、新たな活動団体が生まれました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町民で組織された団体による地域活動においては、完全に自立できていないケースもあります。 ○ 町民の責務については、町民への十分な説明、意識の浸透を図る必要があります。 ○ 町民は、自治会に求められる様々な役割を自覚するとともに、支え合う地域福祉の実現のため、一人ひとりが地域活動を分担するという共通認識の確立が求められます。 	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の町民だけでなく、町民全体がまちづくりにおけるその責務を理解し遂行できるよう検討します。 ○ 自主的な団体として自立を促していきます。 ○ 住民自治を育てるための町民への意識啓発を図ります。 	A	B	不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくりに関する町民の多様な活動が自治を育てるということについての認識が浸透しておらず、担い手も減り、住民自治が成立しなくなってきた。住民に危機感も薄く「A」評価は認められない。「B」評価が妥当であると考えます。 ○ 本当の町民、市民を育てていくこと、一人ひとりが町を構成しているということを認識し、責務を自覚していただけるような学びの機会を設け、具体的な取り組みを進めていただきたい。 ○ 分権社会となり、国に頼ることはできず、地域共生社会、また地域包括支援や在宅介護など地域福祉を進めていくことになるが、行政や事業者と協働していくことが町民全体の責務であり、自分たちの暮らしを支える活動を組織化するひとつの方法としてまちづくり協議会があるので、地縁組織の現状を踏まえて、仕組みを強化推進していくことを期待している。

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]				検証委員会のコメント
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性		条例改正	
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第3章 議会の議員の役割と責務等 (第8条～第10条)										
第8条 (議会の役割と責務)										
第1項 (議会の責務)	議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。	○ 議会報告会の開催	【成果】 ○ 年2回開催している議会報告会で受けた住民の意見については一般質問において対応してきました。 ○ 政策提案については各議員レベルで一般質問や委員会審議において実施しています。 【課題】 ○ 議会報告会でお聞きした住民の意見を反映し、一般質問や政策提案を行っているが、議会と住民とが身近に意見交換ができる機会が少ないのが課題である。 ○ 立法についてはここ3年間で実施実績がありません。	A	A	○ 住民との意見交換を密に図り、住民の声を町政に反映できるよう、出前講座の実施を検討します。 ○ 立法活動に向けて取り組みます。	A	A	不要	○ 広報のあり方として、議会報告会や議会だより等で議会の成果を総括し、わかりやすく具体的に周知することにより、議会への関心や信頼度を高めていただきたい。 ○ 長期的展望を持った政策提案については、様々な課題を踏まえ、議会として上牧町の将来を見据えながら主体的に取り組んでいただきたい。 ○ 議会報告会等で挙がった町民の意見が、どのように行政に届けられ、反映されたのか、またはどのように取扱うのか、その成果や課題について示していただきたい。 ○ 議会基本条例の検証もひとつの成果であると考えている。
第2項 (情報提供、会議の公開により住民と情報共有)	議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。									
第3項 (説明責任)	議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。									
第4項 (住民の声を政策に反映)	議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用するとともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。	○ 議会や委員会における政策提案		B	B					
第5項 (政策提案と立法活動)	議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもつて政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。									
第6項 (執行機関の町政運営を調査、監視し、結果を公表)	議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。									
第9条 (議会の権限)										
第1項 (議会の権限)	議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。	○ 条例の改廃、決算の認定、総合計画の議決などにおける議会での理事者側との議論	【成果】 ○ 総合計画や決算認定、条例の制定・改正については、各委員会や議会において議論を尽くし理事者側に説明を求めました。	A	A	○ 今後も引き続き、行政との議論を実施します。	A	A	不要	○ 条例に定められた権限を適切に行使されています。 ○ 町民として、町民の要望が議会での審議を通じて反映されていることを実感しています。
第2項 (条例の改廃、決算の認定等)	議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。									
第10条 (議員の役割と責務)										
第1項 (議会の責務)	議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。	○ 町民の声を政策に反映	【成果】 ○ 町民の声に耳を傾け、ニーズを行政に届けることで政策に反映され、よりよいまちづくりの実現ができました。 ○ 各種研修に参加し、情報収集することで、新たな政策の立案につなげることができました。 ○ 毎年の予算委員会、決算委員会において、財政運営が適正に行われているか審議しています。 【課題】 ○ 町民の意見を反映し、議会主導の政策立案を理事者に提案するなど、議会としては一定の成果が得ているが、1人でも多くの『町民の声』を聴取し、政策に反映することが議会の役割であり、今後の研究課題である。 ○ 町民に対し、議会広報紙や議会のインターネット中継で情報を発信しているが、どのような方法で議会に関心を持っていただくことが、今後の課題である。	A	A	○ 今後も、『町民の声』を政策に反映できるような方法を考え、1人でも多くの『町民の声』に耳を傾け、問題の解決に向けた情報収集や政策立案能力の向上を図るために各種研修に積極的に参加するように努めます。 ○ 議会等の政策及び活動報告については、議会だより並びにインターネット中継で周知しているが、よりわかりやすく発信する方法を考えていきたい。	A	A	不要	○ 議員の活動において、条例の趣旨を念頭に置き、尽力していただきたい。 ○ 町民に対する責任を果たしていくため、住民の声を反映するための政策提案、町政運営の監視、資質の向上に努めていただきたい。 ○ 町民からの信用度を高めるために、取り組まれていることやその成果について「見える化」を図っていただきたい。
第2項 (説明責任、政策提案)	議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。	○ 個人研修での情報収集								
第3項 (行政活動の監視と点検、行政の改善促進)	議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。	○ 予算委員会・決算委員会での審議								
第4項 (調査研究、政策立案、審議能力の向上)	議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。	○ 委員会研修への参加								

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]		5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]				検証委員会のコメント
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性		条例改正	
					自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第4章 執行機関の役割と責務等 (第11条～第15条)											
第11条 (町長の責務)											
第1項 (まちづくりの基本理念を実現するよう、公正で透明で開かれた町政運営)	町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければなりません。	○ 町長タウンミーティングを実施	【成果】 ○ 町長タウンミーティングにおいて、町政運営の現状について、町内全地区で説明させていただき、今後の方向性、町長の考え方について示すことができました。 ○ 町政運営の公正性、透明性を担保するため、「広報かんまき」を通じて町政運営に関する情報共有を図ることができました。	A	A	○ 町長タウンミーティングについては、情報が行き届くよう、広報・町ホームページ等による周知の強化に努めながら、町民の皆さまが参加しやすい場所や開催時期について、検討していきます。 ○ 町政運営における目標、方針の明示、結果について、今後も引き続き広報・町ホームページ等で継続していきます。	A	A	不要	○ まちづくりの基本理念の実現のため、町長タウンミーティングや広報等により、今後も引き続き、町政運営に関する情報共有を推進していただきたい。	
第2項 (町政運営の目標、方針を明示し結果を公表)	町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければなりません。	○ 施政方針及び決算報告の広報掲載 ○ 予算・決算報告・財務状況・中長期財政計画・財務書類の公表	【課題】 ○ 町長タウンミーティングは町内全域で実施していますが、地域によって参加者数に差がある状況です。	A	A						
第12条 (職員採用等)											
第1項 (公募を原則とし応募状況、採用結果を公表)	町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表しなければなりません。	○ 職員採用に関する情報の公表 ○ 原則公募による職員の採用	【成果】 ○ よりよい行政サービスの提供のため、臨時職員を含む職員の採用については原則公募で実施するとともに、その透明性を確保するため、採用情報も概ね公表しています。○庁内研修の実施、また各種研修への参加により、職員としての資質と能力の向上に努めました。 【課題】 ○ 臨時職員の採用状況（採用結果）については公表できていません。 ○ 研修メニューにおいて、多様化する行政サービスに対応しきれないものもあります。	B	B	○ 臨時職員の採用結果についても、公表に向けての検討していきます。 ○ 職員においては、今後も積極的に研修に参加し、能力の向上に努めるとともに、研修の実施にあたっては、内容を見直しながら適切な人材育成を図ります。	B	B	不要	○ 条例に基づき、職員研修を積極的に実施、また参加により職員を養成し、行政サービスの向上に取り組みられているので、引き続き推進していただきたい。 ○ 臨時職員に関する事項については、採用に関する情報は公開されているが、結果については行われていない。特に、保健師などの採用状況については、公表することで町民の安心にもつながる。各課での人材確保の状況について、町民が把握できるよう、職員採用の結果を公表し透明性を高めていただきたい。 ○ 公募や結果の公表をしにくい職種があるのであれば、例外規定について、逐条解説で明記していただきたい。	
第2項 (職員の養成)	町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません。	○ 各種研修の実施 ○ 奈良県市町村職員研修センター主催の各種研修への参加		B	B						
第13条 (執行機関の責務)											
第1項 (執行機関の責務)	執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。	○ 「広報かんまき」・町ホームページ等を用いた説明責任の遂行 ○ 例月監査の実施 ○ 「上牧町教育委員会会議」の開催 【新規】「生活保護相談業務」のマニュアル作成	【成果】 ○ 「広報かんまき」・町ホームページでの町の取り組み状況について報告することで、透明性を高めることができました。 ○ 各行政事務において、執行機関としての公正かつ迅速な職務の遂行に努めています。 ○ 町民のまちづくり参画制度としてパブリックコメント手続きに関する要綱を定めたことにより、計画等の策定における参画機会を保障することができました。また、総合計画や総合戦略の審議会委員の募集にあたっては、意見が偏りがないよう、年齢階層ごとの募集を行い、幅広く参画していただきました。 【課題】 ○ パブリックコメントについては、いただける意見の数が全体的に少なく、十分な実施期間の確保や実施時期が課題となっています。	A	A	○ 今後も引き続き、公正で誠実かつ迅速に職務を遂行し、執行機関の責務を果たしていきます。 ○ パブリックコメントについては、案件により緊急度の違いなどの制約はありますが、計画段階や素案を作る段階など、できる限り早い段階で町民が主体的に関わることができる運用を検討するとともに、周知方法や男女別の募集など、より幅広く意見を取り入れられるよう改善を図ります。 ○ 行政評価については、業務の改善につなげられるよう、検証において客観性を高める工夫を図ります。	B	B	不要	○ 課題はあるものの、条例の制定により、町民の参画機会の拡充が図られているので、改善するべき点については、見直し等を検討していただき、方向性としてはこのまま町民の参画機会の拡充を推進していただきたい。	
第2項 (町民の参画機会の保障)	執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。	○ 各種計画の策定に係る審議会等への町民委員の選任 【新規】「上牧町パブリックコメント手続きの実施に関する要綱」制定 ○ 「上牧町地域パートナーシップ事業」への参画 【新規】結婚支援事業（マリッジサポーターの登録・育成)		B	B						

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]				検証委員会のコメント
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性		条例改正	
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第14条 (町職員の責務)										
第1項 (町職員の職務専念)	町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての行政事務における職務専念 ○ 町職員の窓口接遇の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町職員として、常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、町民の利益のため、公正で誠実かつ効果的な職務の実施を心がけるとともに、接遇の意識についても高めることができました。 ○ 人事評価制度の導入により、公正で誠実かつ効果的に職務に専念し、職務に必要な知識、技能の向上を図ることができました。 ○ 各種研修に参加することにより、職務に必要な専門分野の知識、技能の習得することができました。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度への理解と定着に時間を要する可能性があります。 ○ すべての職員が研修に参加できるよう、日々の業務のなかで、日程を確保することが難しい状況です。 ○ 課内における研修内容の共有が十分ではありません。 	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のため職務に専念します。 ○ 人材育成の観点から、引き続き人事評価制度を実施していきます。 ○ 研修については、今後も積極的に参加するとともに、すべての職員が必要な研修に参加できるよう事務分担の調整、研修内容の情報共有を図ります。 	B	B	不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての職員が希望する研修を受講することは難しいと考えるが、職務に必要な知識、技能の向上を図るために、研修内容について情報共有できるよう工夫していただきたい。 ○ 人事評価制度のあり方については、職員の知識や技能、意欲の向上につながるよう充実を図っていただきたい。
第2項 (職務に必要な知識技能の向上)	町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修への参加 【新規】人事評価制度の導入 		B	B					
第15条 (法令の遵守等)										
第1項 (法令遵守)	町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての行政事務における法令の遵守 	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の改正等を含め、全ての事務において、法令等に対応し遵守しています。 ○ 内部監査の実施によりセキュリティ基盤を強化できたと考えます。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての職員が同じ水準で意識を保ち、取り組む必要があります。 ○ 必要な措置として、条例等の整備ができていません。 	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、すべての事務において法令を遵守するとともに、内部監査等によるセキュリティ基盤の強化に努めます。 ○ 近隣自治体の事例なども研究しながら、町の実情に沿った制度の導入を推進するよう努めます。 	B	B	不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2項については、コンプライアンス条例の制定を趣旨とするものであり、制度の整備に向けての取り組みがないことから、自己評価の「A」評価は認められず、「C」評価とする。
第2項 (必要な措置を別途定める)	前項に規定する必要な措置については別途定めます。	<ul style="list-style-type: none"> 【新規】情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施 		A	C		B	B		

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]			検証委員会のコメント	
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性			
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第5章 町政運営（第16条～第26条）										
第16条（組織の編成）										
第1項 （最小の経費で最大の効果をあげる組織づくり）	町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりを行うものとします。	○ 行政組織の改編	【成果】 ○ 平成26年度に「まちづくり推進課企画調整係」を「政策調整課政策調整係」として総務部に編入し、各部署における施策に関する基本的な調整、協議の窓口として配置したことで、参画・協働を基本とした政策の推進を図ることができました。また、平成30年度に子育ての利便性を図るため、住民福祉部に「こども支援課」を新設し、子育て支援の一元化を実現しました。 ○ 社会人枠を任用することで、職員の年齢構成等のバランスについて均衡化を測ることができました。 ○ 重要施策の検討を中心に、部局横断的な組織編成による取り組みが推進できました。 【課題】 ○ 組織編成については、経費等に改善の余地を残します。 ○ 最上位計画である総合計画の策定や町の大きな課題解決に向けたプロジェクトについて、部局の垣根を越えて取り組みを実施しましたが、こうした部局横断的な取り組みの経験値がまだまだ低く、円滑な実施という面で課題が残ります。	A	A	○ 今後も地域の情勢や住民ニーズに沿って、必要に応じて組織編成に取り組むとともに、部課の縦や横の連携により、経費削減等を図ります。 ○ 職員配置については、今後も適材適所を図ります。 ○ 条例や計画の内部検証を行い、幹部職員が課題等を情報共有、意見交換をすることにより、部局にとられることのない取り組みの推進を図ります。	B	B	不要	○ 部局横断的な取り組みの実施や組織編成にあたって残る課題については、職員の負担軽減も意識しながら効果的かつ効率的に取り組んでいただきたい。
第2項 （職員の適切な任用及び効果的な人員配置）	町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。	【新規】専門職及び社会人枠職員の採用		A	A					
第3項 （縦割り行政の弊害をなくすための相互連携）	町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。	○ 部局横断的な組織の編成		B	B					
第17条（危機管理）										
第1項（危機管理体制の確立）	町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	【新規】災害図上訓練の実施 【新規】総合防災訓練の実施 【新規】町内住宅の耐震化 ○ 地域防災計画の見直し 【新規】業務継続計画の策定 【新規】学校における危機管理マニュアルの作成	○ 各種防災訓練の実施を通じて、参加者の自助・共助の理解を深めることができました。 ○ 住宅の耐震化については、県及び外部法人と連携し、講習会や補助事業の実施により、町民の理解が浸透してきています。 ○ 自主防災組織の設立、災害時の応援協定の締結、かまどベンチの設置のほか、マニュアルの作成、自治連合会による地域活動の支援により、安全・安心なまちづくりを推進できました。 【課題】 ○ 災害時の対応として、各自治会、民生委員で把握している要配慮者名簿の提出が課題となっています。 ○ 防災訓練については、すべての住民に関わるものであるため、町全体に行き届くような周知が必要です。	A	A	○ 今後も引き続き、地域活動の支援や協定締結等による応援体制の強化、防災訓練の充実などを通じて、危機管理体制の強化を図っていきます。 ○ 要配慮者名簿の一元化を進めるにあたり各自治会、民生委員等横断的な体制を構築できるよう改善を図ります。	A	A	不要	○ マニュアルの取扱いについては細心の注意を払うとともに、ハザードマップの作成など危機管理における情報共有にあたっては、町民の安全を最大限配慮した対応をしていただきたい。 ○ 地域ごとに自主防災組織が編成されているが、地域特性の異なる自主防災組織による補完体制や応援体制の構築に取り組んでいただきたい。
第2項 （自主防災組織の向上のための町民活動支援）	町は、危機管理体制のなかで自主防災機能の向上を図るため、町民の活動を積極的に支援します。	○ 自主防災組織の設立支援 【新規】災害時の応援協定の締結 ○ 上牧町自治連合会運営事業補助金事業の実施		A	A		A	A		
第18条（総合計画等の策定）										
第1項 （総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定）	町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。	【新規】上牧町第5次総合計画の策定 【新規】子ども・子育て支援事業計画の策定	【成果】 ○ 数多くの町民意見が反映された、町民との協働による総合計画が策定できたことにより、総合的かつ計画的な町政運営の指針ができました。 ○ 総合計画の策定にあたっては、町民参画機会の積極的な確保が実現できました。 【課題】 ○ 総合計画の進行管理における町民参画機会の確保が今後の検討課題となります。	A	A	○ 策定した総合計画については、PDCAサイクルをより機能させられるよう改善を図りながら、評価、見直し等を行い、適切な進捗管理を行います。 ○ 進行管理における町民参画の機会については検討を継続し、今後は確保していけるよう努めます。	B	B	不要	○ 総合計画の進捗状況については、現段階では策定までであり、策定にあたっては十分に町民参画を得られている。見直し、評価における町民の参画について課題を挙げているが、今後の取組課題であるため、達成度の評価としては「B」評価ではなく「A」評価と考える。
第2項 （総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定に町民参画）	町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。	【新規】上牧町総合計画審議会の設置 【新規】総合計画の策定に係る町民ワーキング会議の開催 【新規】総合計画の策定に係るシンポジウムの開催 【新規】総合計画の策定に係るパブリックコメントの実施		B	A					
第19条（説明責任）										
	町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。	【新規】上牧町まちづくり基本条例【概要版】の全戸配布 【新規】上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表 ○ 町長タウンミーティングにおける財政計画等の説明 ○ 税に関する情報発信及び説明 【新規】マイナンバーに関する情報発信 【新規】受益者負担の適正化に関する案内	【成果】 ○ 「広報かまき」や町ホームページ等の媒体を利用して町政に関する説明を行ったほか、財政計画については町長タウンミーティングにより、直接意見交換できる環境で説明することができました。 ○ 職員が説明責任の重要性について認識を深めることができました。 【課題】 ○ 広報、町ホームページとも情報発信は機能しているが、情報の拡散や双方向のコミュニケーションの面で課題が残っています。	B	B	○ 今後も町民へのわかりやすい説明を心がけます。 ○ 町民が情報収集に利用している媒体とその頻度について調査、分析し、町民ニーズに対応した情報発信について検証するよう努めます。	B	B	不要	○ 条例に則り、情報発信や工夫は積極的に図られているが、受け手のわかりやすさ、入手やすさ、媒体の充実などの改善の余地を考えると「B」評価が妥当であると考えます。

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]			検証委員会のコメント	
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性			
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第20条 (応答責任)										
第1項 (応答責任)	町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。	○ 自治会要望の記録 ○ 町民プール、体育館における利用者からの要望対応	【成果】 ○ 自治会からの要望については、職員による迅速な対応や予算への反映も含めて可能な限り対応しています。 ○ 町営プールにおいて、利用者からの要望を受けて、小中学校の夏休み期間中の休業日の廃止、体育館の半面利用を実現することができました。 【課題】 ○ 職員の公正な職務の執行の確保に関する条例や公益通報制度の導入等は実施できておりません。	B	B	○ 今後も、自治会や施設利用者からの要望には、可能な限り対応していきます。 ○ 定期的な公表に向けての条例の制定、制度の導入には、今後慎重に検討していきます。 ○ 公益通報制度の規定整備については、事例を研究し、町の実情に沿った制度の導入について検討を進めていきます。	C	C	不要	○ 第2項について条例の整備ができていないのは残念。近隣で公益通報制度の整備に取り組まれているところもあるので、参考にいただきたい。 ○ 要望等について、迅速かつ丁寧に対応する体制の構築も必要であるので検討していただきたい。
第2項 (条例の制定)	前項に規定する必要な措置については、別に条例で定めます。	-		C	C					
第21条 (財政運営及び制度の整備)										
第1項 (総合計画実施のため中期及び長期財政計画を定め健全な財政運営)	町は、総合計画を実施するため、中期及び長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を図らなければなりません。	○ 中長期財政計画の見直し ○ 町長タウンミーティングを実施 ○ 中長期財政計画の公表	【成果】 ○ 平成29年度から上牧町第5次総合計画の基本計画に定めた施策の展開方向については、財政状況を踏まえて実施していくこととするため、中長期財政計画において進捗管理を行うこととしました。 ○ 財政計画については、町長タウンミーティングでの報告や町ホームページでの公表を通じて、町民に分かりやすく示すことができました。 【課題】 ○ 財政運営について、すべての町民に対し、よりわかりやすくお知らせできるかが課題です。	A	A	○ 中長期財政計画については、今後も引き続き、総合計画と連携し、見直しにおいてはPDCAサイクルを機能させ、財源を効率的かつ効果的に充てられるよう努めます。	A	A	不要	○ 町民にとってよりわかりやすい周知など、運用面での工夫の余地はありますが、条例に基づいた財政運営、制度の整備が推進されている。今後も引き続き、総合計画と連携した中長期財政計画をもとに、効率的かつ効果的な財政運営に努めていただきたい。
第2項 (財政計画の住民公表)	町は、財政計画を定めたときは、住民に分かりやすく公表しなければなりません。			A	A	○ 今後も町民にとって分かりやすい財政計画の公表に努めます。				
第22条 (予算編成、執行及び決算)										
第1項 (予算編成の過程も含め予算について公表)	町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。	○ 町ホームページ等による当初予算概要の公表	【成果】 ○ 予算については、編成過程を含め、町の主な施策を住民が具体的に把握できるようわかりやすく公表できました。 ○ 町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民にわかりやすく公表できました。 ○ 町民が決算内容を把握し、理解できるようわかりやすく公表できました。	A	A					
第2項 (予算の執行計画を策定し公表)	町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすく公表しなければならない。	○ 町ホームページによる予算執行状況の公表		A	A	○ 今後も分かりやすい公表に努めます。	A	A	不要	○ 予算の編成、執行及び決算についてはホームページ、広報のなかでわかりやすく公表されており、現状進められている取り組みを引き続き推進していただきたい。
第3項 (決算内容の公表)	町長は、住民が決算内容を理解できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。	○ 広報かんまき及び町ホームページによる決算成果に関する報告書の公表		A	A					
第23条 (財産管理)										
第1項 (財産管理)	町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。	○ 固定資産台帳の整備 【新規】上牧町公共施設等総合管理計画の策定	【成果】 ○ 財務書類の作成にあたり、固定資産台帳の更新について説明会を行い、固定資産台帳の整備ができています。 ○ 平成28年度には、公共施設等総合管理計画を策定することができました。 【課題】 ○ 固定資産台帳の整備、公共施設等総合管理計画はできていますが、個別施設計画については、策定に向け取り組んでいるものの、策定には至っておりません。 ○ 各施設については、今後の適正な管理、運用が課題となります。	A	B	○ 引き続き財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めます。 ○ 今後、公共施設等総合管理計画をもとに、個別施設計画の策定に取り組んでいますが、引き続き早期に策定できるよう、引き続き取り組みます。	A	B	不要	○ 固定資産台帳の整備と公共施設等総合管理計画の策定についてはできていますが、この5年間で見たときに、条文中「財産の計画的な管理及び効率的な運用」については個別施設計画の策定までできてはじめて「達成した」と言えるのではないかと考えるため、「A」評価とは認められず「B」評価とする。
第24条 (財産状況の公表)										
第1項 (財産状況の公表)	町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければなりません。	○ 施政方針及び決算報告の広報掲載	【成果】 ○ 財政状況について、条例の定めに基づき、毎年6月、12月に公表しています。また、公表にあたっては、健全化判断比率等の指標をあわせて、町民にわかりやすく示すことができました。 ○ タウンミーティングにおいて、町長就任以降、約90回開催し、多くの町民に財政状況に関する説明を行いました。	A	A	○ 財政状況については、今後も引き続きわかりやすく丁寧な公表に努めます。	A	A	不要	○ 条例に基づき、財政状況の公表に取り組まれていますので、今後も引き続き推進していただきたい。

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直して推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]				検証委員会のコメント
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性		条例改正	
				自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会		
第6章 情報の共有等（第27条～第31条）										
第27条（情報の公開及び提供）										
第1項 （情報公開による町民の知る権利を保障）	町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別の条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。	○ 上牧町情報公開条例に基づく情報公開		A	A					
第2項 （町政に関する情報提供）	町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。	○ 課税業務における公開可能な情報の台帳化 ○ 納税者に関わる事項についての情報提供 ○ 公文書開示請求等による適切な情報の公開 ○ 介護支援専門員による認定情報の請求 ○ 上牧町議会の役割及び構成についての説明 【新規】上牧町障害者就労施設とうからの物品等の調達推進方針及び実績の公表 ○ 保育所や学童保育についての募集案内、児童手当等の手続きの案内、マリッジサポーターの活動等の情報提供 ○ 水道事業における経営状況の公表	【成果】 ○ 各行政事務において、情報を公開し、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関する情報を速やかに公表することができました。 （公文書開示請求実績） ○ 平成26年度 24件 平成27年度 6件 平成28年度 3件 平成29年度 7件	A	A	○ 今後も町政に関する関心を高められるような情報提供の方法を検討していきます。	A	A	不要	○ 公式行事の一元管理など、情報の公開、提供にあたり、庁内のシステムや体制等を構築し効率化を図っていただきたい。 ○ 開示請求の手続き等、住民の利便性に配慮し、請求者の便宜を図っていただきたい。
第28条（情報共有の推進）	町は、具体的な施策若しくは制度により情報抛有を推進しなければなりません。	○ 「広報かんまき」、町ホームページ等による町政情報の発信 ○ 会議の傍聴 ○ 町長タウンミーティングの開催	【成果】 ○ 町からの積極的な情報発信を心がけ、協働のまちづくりに必要な情報共有を図ることができました。 【課題】 ○ 町長タウンミーティングについては、地域により参加者数に差があります。 ○ 更なる情報共有を図るため、会議の傍聴者を増やす工夫が必要です。	A	A	○ 町民との協働によるまちづくりを推進するため、今後も引き続き、多くの町民との情報共有に努めるとともに、情報発信のさらなる充実、改善に努めます。	A	A	不要	○ 情報共有にあたっては、町民の関心を高め、参加者を増やしていくために、議論のテーマ設定、議論の方法、周知なども含めて工夫をしていただきたい。 ○ 関係団体等には的確に伝わるような努力をしていただきたい。 ○ 町民が自由に意見を寄せられるよう、幅広く受け付けていただくとともに、そうした意見を寄せやすくなるような周知にも取り組んでいただきたい。
第29条（情報の収集及び管理）										
第1項 （町政運営に必要な情報の収集）	町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。	○ インターネットの活用、県及び市町村との連携、各種研修への参加 ○ 避難行動要支援者の情報収集 ○ 児童・生徒の学力の情報収集 【新規】旧北葛 6 市町における水道事業の情報交換 ○ 滞納者等の財産調査 【新規】耐震及び改修補助事業に係る他自治体からの情報収集 ○ 近隣市町村との事務担当者会議の開催 ○ 文化教室参加者へのアンケート調査の実施 ○ 情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理 ○ 上牧町役場文書管理規程に基づく文書管理 ○ 避難行動要支援者情報の管理	【成果】 ○ 町政運営に必要な情報の収集及び情報セキュリティポリシーに基づく適切な情報の管理、保存が推進されています。 【課題】 ○ よりよいまちづくりの推進や行政サービスの提供に係る財源の確保のため、官民間わす補助・助成制度の情報収集に努める必要があります。	A	A	○ 今後も継続して、情報の収集に取り組むとともに、より広い視野で情報収集できるよう努めます。	A	A	不要	○ 情報の収集、管理にあたっては、その後の活用についても十分に認識して取り組んでいただきたい。 ○ 災害時においては、ひとつの対策では対応できないことがあり得るので、別の対策で賄えるよう、情報の収集や管理においても複数の対策を講じていただきたい。 ○ 規程に従い廃棄される文書の中にも運営上重要で後世に残すべき文書がある一方で、町民にとって重要な情報が永年保存文書とは限らないので、情報の収集及び管理における今後の検討課題としていただきたい。
第2項 （情報の適正な管理及び保存）	町は、その保有する情報を速やかに提供できるよう、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。			A	A					

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN]		5年間の主な取組内容 [DO]	5年間の取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]			検証委員会のコメント		
(項目) 条・項・号 主な内容		主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性			
				自己評価	検証委員会		自己評価		検証委員会	条例改正
第30条（個人情報の保護）	町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての行政事務における上牧町個人情報保護条例の遵守 【新規】セキュリティワイヤーによる情報盗難防止 ○ 施錠できるロッカーでの個人情報の保管 ○ 情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施 	【成果】 ○ 上牧町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取扱いには日頃から細心の注意を払い、適切に取り扱っています。 ○ 環境面の整備も進められてきていますが、個人情報の管理について職員間で声を掛け合うなど、意識の向上にもつながっています。	A	A	○ 今後も引き続き、個人情報の保護、適切な取扱いを徹底していきます。	A	A	不要	○ 課内での意識の統一など運用面での改善点はあるが、この5年間において個人情報の保護に取り組まれている。今後更なる管理の徹底を進めていただきたい。
第31条（選挙公報等）										
第1項 （町長及び町議会議員の立候補者は選挙にあたり公約を示す）	町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。	【新規】上牧町議会選挙及び上牧町長選挙における候補者の公約の明示	【成果】 ○ 平成26年9月に制定した「上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」に基づき、平成27年4月の上牧町議会議員選挙において選挙公報を発行しました。（全戸配布） ○ 平成27年4月の上牧町議会議員選挙、平成29年3月の町長選挙において、選挙公報を発行し、候補者は町政に関する自らの考えを町民に示すことができました。	A	A	○ 今後も引き続き、選挙公報を発行し、立候補者が掲げる公約など町政に関する考えについて、町民が把握できるよう努めます。	A	A	不要	○ 選挙公報等については、立候補者に条例の趣旨を踏まえて尽力いただき、選挙公報の内容が充実したものになるよう、今後も引き続き取り組んでいただきたい。
第2項 （選挙公報の発行）	町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。	【新規】上牧町議会議員選挙における選挙公報の発行		A	A					
第3項 （選挙公報の発行に関する事項は別途定める）	選挙公報の発行に関する詳細については別途定めま	【新規】上牧町議会議員及び上牧町長における選挙公報の発行に関する条例の制定		A	A					

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN] (項目) 条・項・号 主な内容	5年間の主な取組内容 [DO] 主な取組・事務等	5年間の取組評価[CHECK] 取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	今後の方針[ACTION]			検証委員会のコメント	
			自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会	条例改正		
第7章 参画と協働(第32条～第35条)										
第32条 (まちづくり参画における町の責務)	町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。	○ 上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業の実施 【新規】町民提案型バリアフリー基本構想策定支援補助金の交付 【新規】町民主体で実施されるベガスホールイベントの支援 【新規】結婚支援事業（マリッジサポーターの登録、育成）	【成果】 ○ 補助金交付により、町民が自主的に取り組むまちづくり参画活動を支援することができました。 ○ 町民の参画により、地域の課題である結婚支援や町の活性化について町民と協働して取り組むことができました。 【課題】 ○ 地域課題の解決に向けては、より幅広い活用が期待されることです。担い手を増やすため、周知方法を工夫すれば、更に担い手を増やせる可能性があります。	A	A	○ 今後も町民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくりに参画する諸活動について支援し、協働を推進するため、広報等においてより一層の周知を図ります。	A	A	不要	○ 町民がより幅広く参画できるよう、参画機会を増やす努力や周知の工夫などに留意しながら、現状の取り組みを推進していただきたい。
第33条(審議会等)										
第1項 (審議会委員等に減速町民からの公募)	町は、町が設置する審議会その他の附属機関（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。	○ 各種計画等の策定に係る審議会、協議会等における公募町民委員の選任	【成果】 ○ 総合戦略、総合計画、バリアフリー基本構想等各種計画の策定については、公募町民委員を含めた審議会、協議会を設置のうえ取り組みました。 ○ 会議や議事録については、条例に基づき概ね適切に公開、公表しました。 ○ 会議の開催情報についても、概ね適切に周知できました。 【課題】 ○ 町民は参加していますが、年齢、性別等に偏りが見えます。 ○ 更なる情報共有を図るため、会議の傍聴者を増やす工夫が必要です。 ○ 会議の公開、議事録の公表、審議会等の開催情報の周知において一部実施できておりません。	B	B	○ 公募町民の属性の偏りを解消するため、年齢、性別ごとの定数を設けて募集を行うことも検討していきます。 ○ 会議の公開、会議録の公表は徹底し、会議の開催については、適切な時期の周知（広報かんまきは当月発行分、町ホームページは開催1週間前）を心がけ、傍聴していただきやすくしていきます。	B	B	不要	○ 公募委員の選任については工夫が必要であり、町民が幅広くまちづくりに参画できるよう、今後更なる運用面での改善を図っていただきたい。 ○ 会議の公開、会議録の公表は引き続き推進していただきたい。 ○ 会議の開催周知については、住民の関心を高めるような工夫もしていただきたい。
第2項 (審議会等の会議及び議事録の公開)	町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。	○ 各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の議事録の公開		A	A		B	B	不要	
第3項 (審議会等の会議の開催日時及び場所等の周知)	町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。	○ 各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の開催周知 ○ 教育委員会の開催等の周知		B	B		B	B	不要	
第34条 (住民投票)										
第1項	住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。	-	○ 請求がなく、条例等の制定は行っておりません。	C	○ 本町における住民投票制度については、個別設置型で対応することを視野に入れ、請求があれば適宜条例の制定を行うことを想定しています。 ○ この条項の意義を認識していただくための周知に努めます。	C	C	不要	○ 対象となる政策や事業等を限定したり、住民投票に適さない人事、税など、対象としない内容について検討するなど、個別設置型での対応であっても予め考えておいていただきたい。 ○ 住民投票にあたっての発案の手順や手続等の一般的な規定を要綱等で定めておくなどの工夫をしていただきたい。	
第2項	議会及び町長は、住民投票を発議することができます。	-								
第3項	住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。	-								
第4項	町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。	-								
第35条 (まちづくり協議会)										
第1項	町民は多岐にわたる課題等に総合的に対応し、个性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。	-	【成果】 ○ 先進地である滋賀県東近江市蒲生地区、長野県飯田市を視察し、まちづくり協議会の設立、取組内容、課題等について意見交換することができました。 【課題】 ○ 地域の特性に見合ったまちづくり協議会の設立を目指していますが、実現には主体となる住民の意思を尊重する必要があります。	B	○ 今後は、上牧町と発展の経緯や地域性が似ていて、まちづくり協議会が機能している自治体の視察を検討していきます。	B	B	不要	○ まちづくり協議会は町民からの積極的な発議があり、自主的、自立的に組織され、動き始めることが大前提であり、現状としては、町民の機運が成熟せず研究の段階にとどまっているということであるが、今後さらにしっかりと考えていく機会を設けていくことが重要であり、そのための支援や環境づくりについては、行政としての役割を果たしていただきたい。 ○ 町民にはこれからのまちを支える新しい仕組みについて考えていただき、行政とともに推進されるような運用を期待したい。	
第2項	まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。	-								
第3項	町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。	【新規】まちづくり協議会先進地視察								
第4項	町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。	-								
第5項	まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。	-								

上牧町まちづくり基本条例検証委員会 検証結果評価一覧表

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」
 [方向性] A「継続推進」 B「見直しして推進」 C「その他」

条文[PLAN] (項目) 条・項・号 主要内容	5年間の主な取組内容 [DO] 主な取組・事務等	5年間の取組評価[CHECK]				今後の方針[ACTION]				検証委員会のコメント
		取組の成果・課題	達成度		取組方針・改善策等	方向性		条例改正		
			自己評価	検証委員会		自己評価	検証委員会			
第8章 広域連携等 (第36条)										
第36条 (広域連携)	町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。	【新規】 ほっかつウォーキングマップの作成 【新規】 ほっかつプレミアム商品券発行事業の実施 【新規】 すむ・奈良・ほっかつ！～移住プロジェクト～ 【新規】 奈良県立大学との包括連携協定に関する取り組み 【新規】 7市町村による奈良県市町村税納税コールセンターの運営 【新規】 西和7町障害者等支援協議会の運営 ○ システム調達の共同化 ○ 静香苑環境施設組合の運営 ○ 葛城地区清掃事務組合の運営 ○ 山辺・県北西部広域環境衛生組合の運営 ○ 上牧町地域農業再生協議会の開催 ○ 西和地区水道事業職員連絡協議会への参加 ○ 通級指導教室（ベガサス教室）の開催 【新規】 病児・病後児保育事業 【新規】 国保事業の広域化 ○ 奈良県・北葛城郡町村、王寺周辺広域市町村圏議会議長会への参加 ○ 横断検索ネットワークによる図書資料の取り寄せ及び貸出	【成果】 ○ 行政間の広域連携や相互協力において、近隣市町や民間事業者との関係における個別具体的な課題解決に向けて、幅広い取組分野での連携により対応することができています。 ○ 包括連携協定を締結している奈良県立大学をはじめ、県内の大学と教育や地域活性化など様々な分野で連携を図ることができました。	A	A	○ 少子高齢化が進行するなか、ひとつの自治体だけではすべての課題を解決できる時代ではなくなっています。財政運営においてもより効率化していけるよう、今後も広域連携、事業の共同化、組合の設立等を推進していきます。 ○ 今後も引き続き、県内大学との連携を推進していきます。	A	A	不要	○ 各事務単位での連携は条例制定前からある程度あったと考えられるが、条例制定後にこれまでになかった地域活性や移住促進、子育て支援をはじめとする行政サービスなど共通する課題に関する連携が活発になっています。 ○ 行政間の連携は多くみられるが、民間団体等との連携が少ないので、官民間問わず積極的な連携を図っていただきたい。 ○ 分野ごとで連携が活発であるものとあまり進んでいないものがある。特に、防災に関しては、地域内での連携は進められているが、対向支援など実際に大きな災害が発生したときに必要となる広域連携についても取り組んでいただきたい。
第9章 条例の見直し等 (第37条～第39条)										
第37条 (取り組み状況の評価)	町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。	【新規】 上牧町まちづくり基本条例における取組の成果及び評価の公表	【成果】 ○ 取組状況の公表により、協働のまちづくりの進行状況や成果について町民と共有することができました。 ○ 町政運営における各制度においても、工夫した取り組みや新たな施策の推進が図られるなど、一定の効果がありました。 【課題】 ○ 取組状況の評価や公表については、改善の余地があります。 ○ 取組状況の自己評価のなかで、課題として挙げたポイント、取り組みが不十分な部分について、行政としてどのような対応が適切なのか検討する必要があります。	B	B	○ 取り組みが不十分な部分を認識して「協働のまちづくり」が推進できるよう、より明確でわかりやすい評価、公表を目指します。	B	B	不要	○ 取組状況については、この条例の趣旨を踏し、わかりやすく公表していただきたい。 ○ 取組状況の取りまとめにあたっては、労力をかけすぎず、効率的に実施していただきたい。
第38条 (条例の見直し)										
第1項	町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。	【新規】 上牧町まちづくり検証委員会の設置	【成果】 ○ 平成30年度が5年目にあたるため、検証委員会を設置し、これまでの運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討します。 ○ 上牧町まちづくり基本条例検証委員会の委員については、定数12名のうち5名の町民委員を選任しています。			○ 検証委員会において、これまでの運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討していきます。			不要	○ 条例が施行された結果、どのような変化が生まれきたのかに着目した洗い出しやとりまとめを心がけ、魅力的な評価書を作成していただきたい。 ○ 自己評価にあたっては、活動量（アウトプット）と社会的変化（アウトカム）が混在しているが、次の5年間の評価においては、社会的変化を指標とした評価を心がけていただきたい。
第2項	第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。	【新規】 上牧町まちづくり基本条例検証委員会における町民委員の選任								
第39条 (条例の改正)	この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。	-							不要	○ 今後、条例の改正を行う場合は、本条文に従って、適正に執行していただきたい。